### 開発事業者のみなさまへ

都市計画法 第四条第七項 に規定する市街地開発事業、その他これらに類する事業を 実施される場合には、無電柱化を進める必要がございます。

都市計画決定時などの早い段階での通知や協議をお願いいたします。

#### 無電柱化の推進に関する法律(平成28年12月16日施行)概要

- ●『災害の防止』、『安全・円滑な交通の確保』、『良好な景観の形成』等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする。
- 市街地開発事業その他これらに類する事業が 実施される場合には、新設電柱を 抑制し、無電柱化を進めることが記載。
- 国土交通大臣は、基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表する。

## 重要 無電柱化推進計画(令和3年5月25日決定)概要

- 道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は、道路における新たな電柱設置を禁止する。
- 道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、道路管理者、電線管理者 及び開発事業者等の事業者が連携して無電柱化を進める。
- 市街地開発事業等に際して行われる無電柱化を対象として、各種補助制度等に より支援する。

### 対象事業

都市計画法 第四条第七項 に規定する市街地開発事業、その他これらに類する事業は、以下の事業を指します。

#### □都市計画法 第四条第七項 に規定する市街地開発事業(第十二条第一項各号)

- 1. 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業
- 2. 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)による新住宅市街地開発事業
- 3. 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備 及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)による工業団地造成事業
- 4. 都市再開発法による市街地再開発事業
- 5. 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業
- 6. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による<mark>住宅街区整備事業</mark>
- 7. 密集市街地整備法による防災街区整備事業

#### □その他類する事業(例)

- 都市再生整備計画事業
- 住宅市街地総合整備事業
- 市道等として道路を引き取る民間開発事業(宅地開発等)
- 道路法第24条に基づき、道路管理者以外の者が行う工事



## 無電柱化の目的

『災害の防止』、『安全・円滑な交通の確保』、『良好な景観の形成』等を目的に、無電柱化は推進されています。

## 災害の防止









良好な景観の形成







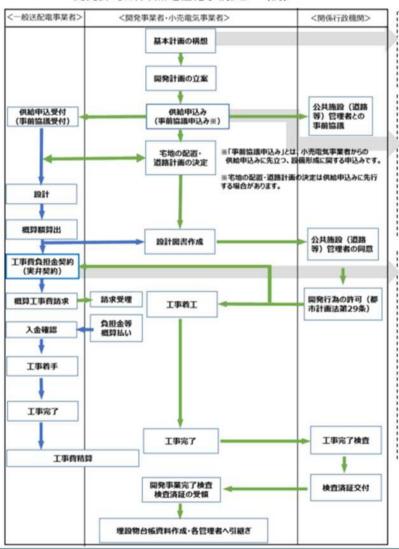


出典:国土交通省HP

### <参考>無電柱化の受付窓口とフロー

#### 電線共同溝方式によらない無電柱化の手続について

開発許可に伴う無電柱化手続フロー(例)



※関係行政機関、一般送配電事業者により手続(フロー)が異なる場合があります。

- ① 道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う「技術的助言」及び「道路局手引き」 に基づき運用する市街地開発事業等
- ▶ 上記助言等のとおり、工事着手の2年前までに一般送配電事業者に通知をお願いいたします。
- ② 道路法施行規則4条の4の2の改正に係る「技術的助言」及び「道路局手引き」に 基づく運用をしない市街地開発事業等
- → 工事着手までの期間が2年未満となり、通知が行われない市街地開発事業等も 存在することから、以下の手続をお願いします。
- 供給申込者から一般送配電事業者への事前協議依頼(事前協議を行わない場合は供給申込み)の際に、以下の書類を供給申込者より一般送配電事業者に提出いただきますようお願いします。
  - 市街地開発事業等の許認可証等の写し
- ③ 事前協議の際に(事前協議を行わない場合は供給申込み)の際に、許認可が下りていない場合には、①、②ともに工事費負担金契約(実弁契約)の締結までには、市街地開発事業等の許認可証等の写しを供給申込者から一般送配電事業者へ提出いただきますようお願いします。
- ※ 一般送配電事業者が無電柱化に係る地上機器や電線等の負担を行うに当たり、 法令・条例等に基づく書類の確認が必要となります。
- ※ 工事費負担金契約(実弁契約)の締結までに許認可証等の写しが提出いただけない場合には、一般送配電事業者による無電柱化に係る地上機器や電線等について費用負担することができず、要請者負担となりますので御注意ください。
- ※ 一般送配電事業者によっては、供給申込時に許認可証等の写しの提出を求める 場合があります。

出典:経済産業省 資源エネルギー庁HP

無電柱化事前協議お問い合わせ窓口 [お早めにご相談ください]

[九州電力送配電HP] お問い合わせは、最寄りの配電事業所へご相談ください https://www.kvuden.co.ip/td company branch-office.html



# 無電柱化に関する補助制度情報

制度名	URL	国土交通省		補助率
		都市局	住宅局	THIM)——
無電柱化まちづくり促進事業	https://www.mlk.go.jp/toshi/chy/sigaki/hoshi.urbanmainte_sk_000085.html	市街地整備課	-	1/2
都市再生整備計画に係る事業	https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html		-	40% (国の重要施策に適合する 場合 45%)
都市構造再編集中支援事業	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001735611.pdf		-	■都市機能誘導区域内 地域生活拠点内 1/2 ■居住誘導区域内等 45%
都市再生区画整理事業	https://www.mlit.go.jp/toshl/city_plan/content/001620739.pdf		-	1/3または1/2
まちなかウォーカブル推進事業	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi.gairo_tk_000092.html	街路交通 施設課	-	1/2
街なみ環境整備事業	https://www.mist.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478281.pdf	-	市街地建築課	1/2
住宅市街地総合整備事業	https://www.effigejojd.efeidertika-housejd.efeidertika-house.143.000013est	-	市街地住宅整備室	1/3または1/2
密集市街地総合防災事業	https://www.mit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478253.pdf			1/3または1/2

#### 無電柱化に関する情報

- 無電柱化の推進に関する法律「国土交通省HP] https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC1000000112 無電柱化のコスト縮減の手引き[国土交通省HP] https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicvuka/pdf/tebiki-doc03.pdf 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた土地区画整理事業、市街地再開発事業、 防災街区整備事業及 び住宅市街地総合整備事業等の運用について(技術的助言) [国土交通省HP] https://www.mlit.go.ip/toshi/city/sigaiti/content/001594754.pdf 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について(技術的助言)[国土交通省庁H https://www.mlit.go.jp/toshi/city\_plan/content/001342000.pdf 一般送配電事業者の託送供給等約款の改訂について[経済産業省・資源エネルギー庁HP] https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity and gas/other/pole/cost.html 都市局のガイドライン 都市計画課 https://www.mlit.go.jp/toshi/city\_plan/content/001611894.pdf 市往地整備課 https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001613262.pdf
  - 国総研合意形成の進め方ガイド
    <a href="https://www.nilim.go.jp/lab/dcg/img/denkyo\_gouiguide\_7.pdf">https://www.nilim.go.jp/lab/dcg/img/denkyo\_gouiguide\_7.pdf</a>